

《こんなときの知っておきたい手続》

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

亡くなられたとき

| 届の種類 | いつ だれが | 必要なもの | チェック | 担当窓口 |
|--|-------------------------------------|--|--------------------------|---|
| 死亡届 | 死亡の事実を知った日から7日以内 親族、同居人及び 家主等 | <ul style="list-style-type: none"> ・死亡届書 ・死亡診断書又は死体検案書（死亡届書の右半分が死亡診断書又は死体検案書になっていることが多いです。） ＊死亡届の届出地は、原則として、死亡者の本籍地、死亡地又は届出人の住所地のいずれかです。 ＊通知カードは返却の必要はありません。適切な方法で処分してください。 ＊マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、保険等の手続きを終わられましたら、3階9番窓口（マイナンバーカード交付コーナー）へ返却してください。 ＊住民基本台帳カードをお持ちの場合は、窓口に返却してください。 ＊印鑑登録をされていた場合は、印鑑登録証（カード）を窓口に返却いただくか、はさみで切って処分してください。 ＊特別永住者の方は特別永住者証を出入国在留管理局へご返却ください。 ＊中長期在留者の方は在留カードを出入国在留管理局へご返却ください。 | <input type="checkbox"/> | 3階② 市民窓口課 （時間外は1階の 宿直窓口で受け付け ます。） |
| 世帯主変更届 （亡くなられた方が 世帯主で、残った世 帯員のうち15歳以 上の方が2人以上い る場合） | 速やかに 新世帯主 又は代理人（注1） | <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 | <input type="checkbox"/> | 3階③ 市民窓口課 |
| 国民健康保険 | 速やかに 世帯主、親族又は 代理人（注1） | <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証又は資格確認書等（亡くなられた方が世帯主のもの全て） ・その他受給者証等（お持ちの方のみ） ・届出人の本人確認書類 ＊葬祭費を申請してください。 ＜葬祭費の申請に必要なもの＞ ・葬祭執行者（喪主）の氏名が確認できるもの（会葬礼状又は葬儀会社発行の領収書や請求書等） ・葬祭執行者（喪主）の通帳 | <input type="checkbox"/> | 3階⑥⑦ 保険年金課 |
| 後期高齢者 医療保険 | 速やかに 親族 又は代理人（注 1） | <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書等 ・限度額適用認定証等（お持ちの方のみ） ・届出人の本人確認書類 ＊葬祭費の申請もしてください。 （必要書類は国民健康保険と同じ） | <input type="checkbox"/> | |
| 国民年金 加入者→ | 速やかに 親族 | <ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳又は基礎年金番号通知書（基礎年金番号がわかるもの）もしくはマイナンバーカード（個人番号カード）等 | <input type="checkbox"/> | 3階⑦ 保険年金課 |
| 受給者①→ | | <ul style="list-style-type: none"> ①障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金は、年金証書・その他 | <input type="checkbox"/> | |
| 受給者②→ | | <ul style="list-style-type: none"> ②老齢基礎年金は、年金証書・その他 | <input type="checkbox"/> | 中京年金事務所 |
| ◎いずれも届出に必要な書類は、あらかじめ担当窓口にお尋ねください。 | | | | |
| 重度障害老人 健康管理費 | 速やかに 親族 | <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害老人健康管理事業対象者証 | <input type="checkbox"/> | 3階⑦ 保険年金課 |
| 重度心身 障害者医療 | 速やかに 親族 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療費受給者証 | <input type="checkbox"/> | |
| 身体障害者手帳 | 速やかに 親族 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・自立支援医療（更生医療）受給者証（お持ちの方のみ） ・タクシーチケット（お持ちの方のみ） | <input type="checkbox"/> | 2階① 障害保健福祉課 |

裏面に続く

| 届の種類 | いつ だれが | 必要なもの | チェック | 担当窓口 |
|-------------------------------|-------------|--|--------------------------|------------------------|
| 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 | 速やかに 親族 | ・認定通知書 ・同居者の方の通帳 | <input type="checkbox"/> | 2階① 障害保健福祉課 |
| 療育手帳 | 速やかに 親族 | ・療育手帳 | <input type="checkbox"/> | |
| 精神障害者 保健福祉手帳 | 速やかに 親族 | ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療（精神通院）受給者証（お持ちの方のみ） | <input type="checkbox"/> | |
| 特定疾患・特定医療費 （指定難病） | 速やかに 親族 | ・特定疾患・特定医療費（指定難病）受給者証 | <input type="checkbox"/> | |
| 特別児童扶養手当 | 速やかに 親族 | <児童が亡くなられたとき> ・手当証書 <受給者が亡くなられたとき> 手続きの詳細は担当課へ御連絡ください。 | <input type="checkbox"/> | 2階② 子育て推進担当 |
| 児童扶養手当 | 速やかに 親権者 | <児童が亡くなられたとき> ・手当証書 <受給者が亡くなられたとき> 手続きの詳細は担当課へ御連絡ください。 | <input type="checkbox"/> | |
| 児童手当 | 速やかに | 届に必要な書類は、あらかじめ担当の係にお問合せください。 | <input type="checkbox"/> | 2階② 子育て推進担当 （注2） |
| 子ども医療 | 速やかに 保護者 | ・医療費受給者証 | <input type="checkbox"/> | |
| ひとり親家庭等 医療 | 速やかに 親族 | ・医療費受給者証 | <input type="checkbox"/> | |
| 被爆者健康手帳 をお持ちの方 | 速やかに 親族 | ・被爆者健康手帳・手当証書（受給者のみ） ・死亡診断書の写し <葬祭料支給手続き> ・葬祭料支給申請書 ・印鑑 ・消除された住民票の写し ・申請人が葬祭を行ったことがわかる書類 （会葬御礼はがき、死体埋葬許可証写し等） ・申請人と被爆者の方との続柄を証明する物 （住民票、戸籍抄本等） | <input type="checkbox"/> | 1階⑥ 健康長寿推進課 |
| 老人医療 | 速やかに 親族 | ・医療費受給者証 | <input type="checkbox"/> | 1階⑦又は⑧ 健康長寿推進課 |
| 介護保険 | 速やかに 親族 | ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・介護保険被保険者証 ・負担割合証・負担限度額証（お持ちの方のみ） | <input type="checkbox"/> | |
| 敬老乗車証 （フリーパス・ 回数券） | 速やかに 親族 | ・フリーパス証については1階⑦で返還することもできます。 ・回数券を返還される方は、敬老乗車証交付事務センターにお問合せください。 | <input type="checkbox"/> | 敬老乗車証交付事務センター （注3） |

本人確認書類とは…マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証や、健康保険証又は資格確認書、パスポートなど

◆土地や建物の「相続による所有権移転登記」は不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

（注1）代理人の場合は本人署名又は記名押印の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

（注2）児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については下記の間合せ先をお願いします。

申請書等の提出は、分室への郵送でも受け付けています。また、京都市内のいずれの区役所・支所でもできます。

間合せ先

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

京都市子ども家庭支援課分室 251-1123(8:30~17:00 土・日・祝日・年末年始除く)

〈御注意〉

これらの手続きは基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

（注3）敬老乗車証交付事務センター 電話番号050-5443-6647 FAX075-213-5801 届出は郵送のみ。窓口はありません。

京都市中京区役所

〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521

(075) 812-0061 (代表)